

釧路市子育て家庭支援ガイドブック協働発行业業
公募型プロポーザル募集要項

1 要旨

この募集要項は、「釧路市子育て家庭支援ガイドブック協働発行业業」（以下、「本協働事業」という。）の協働相手を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本協働事業は、子育てに関する各種手当や制度、保育所・幼稚園等に関する情報等を掲載する子育て世帯を対象とした冊子「釧路市子育て家庭支援ガイドブック」（以下、「ガイドブック」という。）を配布及びWeb配信することによって、妊娠・子育て中の方、子育てを支援する方等に提供することを目的とする。

3 事業内容

(1) 事業名

釧路市子育て家庭支援ガイドブック協働発行业業

(2) 業務内容

- ・ガイドブックの企画、編集、印刷、製本及び納品並びに広告主への送付
 - ・ガイドブックのWeb配信用データ化等
- 詳細は別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

協定締結日から令和11年3月31日まで

(4) 費用負担

ガイドブックの作成、納品等、事業に要する全ての費用は、事業者が集める広告、その他収入により負担するものとし、釧路市（以下「本市」という。）は一切の費用を負担しないものとする。

4 事業者の選定方法

公募型プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーションの機会を設け、企画提案書の内容審査を行った上で、最良提案者を選定する。

5 参加資格要件

- (1) 釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載され、「広告、企画」業者として登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされ

ている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

- (4) 公告の日から特定結果の通知の日までの間において、釧路市建設工事等指名停止取扱要綱（平成25年4月1日決裁）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税について、未納がないこと。
- (6) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (7) 令和5年度以降に本事業と同種又は類似する業務実績を有していること。

6 企画提案に係る手続き

(1) 参加表明書の作成及び提出方法

ア 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）

【添付書類】

- ・納税証明書の写し
（未納がないことを証明する書類）（発行から3か月以内のもの）
- ・令和5年度以降に行った本事業と同種又は類似する業務実績一覧表
（実施年度、事業名、協定先、発行部数を明記した任意書式）
- ・上記で作成したガイドブック（電子データ可）

イ 提出期間

令和8年5月26日（火）から令和8年6月3日（水）までの土曜日、日曜日を除く毎日、9時から17時まで。

ウ 提出先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所防災庁舎2階

釧路市こども保健部こども支援課（担当：澤井、内田）

電話 0154-31-4540（直通）

E-mail ko-kodomoshien@city.kushiro.lg.jp

エ 提出方法

PDF形式にてメールにより提出するものとする。なお、提出者は必ず市が受信したことを電話連絡により確認すること。

オ 結果の通知等

参加表明書及び別に定める書類（以下「参加表明書等」という。）による参加資格の要件審査の適否については、参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。参加資格が適合と通知された者（以下「参加資格適合者」という。）は企画提案書を作成し提出することができる。ただし、参加資格適合者が4者以上であった場合は、様式第1号に添付された資料により受託件数が多い順に上位3者を選定し、すべ

ての参加者へ結果を通知する。

なお、参加資格が非適合と通知された者は、本市に対してその理由の説明を求めることができる。説明を求める者は令和8年6月10日（水）までにその旨を記載した書面（任意様式）を提出すること。

カ 参加の辞退

参加表明後、都合により本プロポーザル方式への参加を辞退する場合は、速やかに6-(1)-ウに記載の電子メール宛てに、参加辞退届（様式第5号）を提出するとともに受信したことを電話連絡により確認すること。

キ 企画提案書の要請

令和8年6月5日頃までに結果通知を行い、企画提案書の提出を要請する。

(2) 企画提案書作成及び提出方法等

企画提案書の提出を要請された者は、次に定めるところにより企画提案書を作成して、提出するものとする。

ア 提出書類

- ・企画提案申込書（様式第3号）
- ・企画提案書（任意様式）

イ 企画提案書の内容

前項アに示す企画提案書に記載する内容は、少なくとも以下の項目を記載すること。

- ① 業務実施体制
- ② 事業実績
- ③ 提案内容
 - ・本事業の考え方、方針
 - ・ガイドブックの体裁
 - ・ガイドブックの構成及び内容
 - ・広告の募集及び掲載
 - ・Web上での配信
 - ・創意工夫（その他、アピールしたい事項等）
- ④ 業務遂行
 - ・収支見込
 - ・スケジュール

ウ 提出期間

令和8年6月9日（火）から令和8年6月19日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日、9時から17時まで。

エ 提出先

上記6-(1)-ウに同じ。

オ 提出方法

上記6-(1)-エに同じ。

(3) 参加表明書及び企画提案書の提出に当たっての留意事項

- ア 本プロポーザル方式の応募に要する費用は、全て提出者の負担とする。
- イ 提出されたデータは返却しない。また、内部資料として複製する場合がある。
- ウ 企画提案書は1案のみとし、複数の提案は受け付けない。
- エ 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、変更しようとする場合には、改めて企画提案申込書及び関係書類一式を提出すること。
- オ 提出期限以降における書類の追加、変更及び再提出は認めない。ただし、本市が書類の差替、変更又は取消を認めたときはこの限りではない。なお、本市は、内容についての疑義の照会や追加資料を求める場合がある。
- カ 理由の如何を問わず、企画提案書の提出期限の延長は行わない。
- キ 提案内容については、本市の費用負担が一切なく実施できることを確約したものとみなす。
- ク 企画提案書等は、釧路市情報公開条例（平成17年釧路市条例第24号）の対象となることから、開示請求により公開される場合があるため、公開されることにより提案者が不利益を被る恐れのある技術情報その他の企業秘密が含まれないよう注意すること。

(4) 失格となる参加資格適合者

参加資格適合者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書等及び企画提案書を無効として、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ア 企画提案書及び関係書類が提出期限までに提出されない場合。
- イ 提出された全ての書類内容に虚偽の記載があった場合。
- ウ 5に定める参加資格要件を満たしていない、または満たすことができなくなった場合。
- エ その他、本募集要項の定めに反した場合。
- オ 本件に関して不正行為等があった場合。

(5) 無効となる企画提案書

企画提案書による要件審査において、提出された企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。なお、無効と判断された場合は、企画提案書要件審査結果通知書（様式第6号）により通知する。

- ア 提出方法が本募集要項に適合しない場合。
- イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合。
- ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- エ 虚偽の内容が記載されている場合。

7 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書等及び企画提案書の作成、提出に係る

質問のみとし、質問書（様式第4号）により受け付ける。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 提出先

上記6-(1)-ウに同じ。

(3) 提出方法

上記6-(1)-エに同じ。

(4) 受付期間

ア 参加表明書の作成、提出に係る質問については、令和8年5月26日（火）から令和8年5月29日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日、9時から17時までとする。

イ 企画提案書の作成、提出に係る質問については、令和8年6月9日（火）から令和8年6月15日（月）までの土曜日、日曜日を除く毎日、9時から17時までとする。

(5) 回答方法

ア 回答は、質疑応答集として随時市ホームページに掲載する。

イ 掲載期間は以下のとおりとする。

① 参加表明書等に関する回答：5月26日（火）から6月1日（月）まで

② 企画提案書に関する回答：6月12日（金）から6月17日（水）まで

ウ ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案書の評価及び審査方法

(1) 審査方法

公募型プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーションの機会を設け、企画提案書の内容審査を行った上で、最良提案者を選定する。なお、プレゼンテーション実施にかかるパソコン、スクリーン、プロジェクターは本市で用意する。

(2) プレゼンテーションの実施日

令和8年6月25日（木）※時間等の詳細については、別途通知する。

(3) 実施場所

釧路市役所 ※原則として、対面形式で実施する。

(4) 時間

提案事業者によるプレゼンテーション20分、ヒアリング（質疑応答）15分程度

(5) 参加者

提案事業者1者につき3名以内とし、提案事業者以外の参加は不可とする。

(6) 資料等

提出した企画提案書等を用いることとする。追加資料等の使用は認めない。

(7) 評価項目及び基準

評価項目		配点	評価点数				
			特に良好	良好	標準的	やや不十分	不十分
1 業務実施体制		15					
(1) 広告募集、発行等の体制	本協働事業を円滑に実施するための適切な実施体制、業務責任者、業務担当者等を確保しているか。	10	10	8	6	4	2
(2) 発行後のトラブル対応体制	発行後のトラブルへの対応体制はしっかりしているか。	5	5	4	3	2	1
2 事業実績		10					
(1) 同種または類似事業の実績	同種または類似事業の実績はあるか。また、その事業ノウハウを効果的に活用できるか。	10	10	8	6	4	2
3 企画提案内容		60					
(1) 事業目的の理解	事業内容を的確に理解しているか。	10	10	8	6	4	2
(2) ガイドブックの体裁	刷り色、ページ数、紙質等が読みやすい体制になっているか。	5	5	4	3	2	1
	レイアウト、文字の大きさ、フォントの種類、行間のバランスなどが子育て世代に馴染みやすいデザインとなっているか。	5	5	4	3	2	1
(3) ガイドブックの構成及び内容	当市で発行している子育て家庭支援ガイドブック掲載内容を基本とした子育て、各種支援等必要な項目が網羅されているか。	10	10	8	6	4	2
(4) 広告の募集及び掲載	広告の募集計画、掲載は適当か。	5	5	4	3	2	1
	行政情報等と広告の区別がつきやすいよう配慮されているか。	5	5	4	3	2	1
(5) Web 配信	Web 上の配信方法が見やすく工夫されているか。	5	5	4	3	2	1
	随時、修正・加筆等ができる環境となっているか。	5	5	4	3	2	1
(6) 創意工夫	本協働事業の実施にあたり、工夫していること、独自の提案がある等アピールポイントはあるか。	10	10	8	6	4	2
4 業務遂行能力		15					
(1) 事業の実現性	事業の収支見込みが実現可能な根拠に基づいているか。 履行期間、確実に履行できるか。	10	10	8	6	4	2
(2) スケジュール	広告募集、記事編集、発行等の各工程の期間設定が適切であり、事業を完了させるための実現性の高い工程表となっているか。	5	5	4	3	2	1
合計		100					

9 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明に関する事項

(1) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求

参加資格要件を満たさない場合を非適合といい、本募集要項6(5)で示す項目に該当した場合を無効といい、また公募型プロポーザル審査委員会の選定結果を踏まえ当該業務の内容に適すると認められる事業者には特定されなかった場合を非特定ということとする。非適合、無効、非特定と判断された者は、それぞれ、通知書に記載された説明要求書提出期限までに書面（任意様式）により担当部署に対してそれぞれの理由の説明を求めることができる。

(2) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求書の提出方法等

ア 提出先

上記6-(1)-ウに同じ。

イ 提出方法

上記6-(1)-エに同じ。（様式は任意）

ウ 受付期間

通知のあった日から、土曜日、日曜日を除く3日以内の9時から17時まで。

10 スケジュール（予定）

実施内容	日程
募集要項等の公告	令和8年5月26日（火）
参加表明に関する質問書の提出期限	令和8年5月29日（金）17時必着
参加表明に関する質問に対する回答	令和8年6月1日（月）
参加表明書等の提出期限	令和8年6月3日（水）17時必着
参加資格審査結果通知及び企画提案書の提出要請	令和8年6月5日（金）
企画提案に関する質問書の提出期限	令和8年6月15日（月）17時必着
企画提案に関する質問に対する回答	令和8年6月17日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年6月19日（金）17時必着
プレゼンテーションの参加要請通知	令和8年6月22日（月）
プレゼンテーション及び内容審査の実施	令和8年6月25日（木）
選考結果通知	令和8年6月下旬予定
協働事業協定締結	令和8年7月上旬予定

11 担当部署

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所防災庁舎2階

釧路市こども保健部こども支援課（担当：澤井、内田）

電話 0154-31-4540（直通）

E-mail ko-kodomoshien@city.kushiro.lg.jp